

秋葉区ソフトテニス協会規約

第1条(趣旨)

本規約は「秋葉区ソフトテニス協会」(以下「本会」という)の業務、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 秋葉区体育協会への登録名称は「秋葉区ソフトテニス協会」とする。
- (2) 新潟市ソフトテニス協会への登録名称は「秋葉クラブ」とする。

第2条(目的)

本会はソフトテニスを通じ会員の健康の増進、体力の維持向上を図り、並びに技術の向上、相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条(会員の構成)

本会は原則として秋葉区民及び秋葉区在勤者・在学者を対象者とした会員をもって構成する。

第4条(事業)

本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大会及び講習会の開催
- (2) その他必要な活動

第5条(役員の構成)

本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 会計監事 1名

第6条(役員の選任方法)

役員の選任は次の方法で行う。

- (1) 会長は総会の決議によってこれを推戴する。
- (2) 副会長は会長が指名し、総会の承認を得るものとする。
- (3) 理事長は理事会で互選する。
- (4) 副理事長は理事長が理事の内から指名し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- (5) 理事は会員の内から推薦された者とし、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- (6) 会計監事は会員の内から推薦された者とし、総会の承認を得て会長が委嘱する。

第7条(役員の職務)

役員の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に責務を果たせない事情が生じた場合は、その職務を代行する。
- (3) 理事長は理事会を統括し、会務を執行する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に責務を果たせない事情が生じた場合は、その職務を代行する。
- (5) 理事は本会の会務を執行する。
- (6) 会計監事は本会の会計を監査し、総会に報告する。

第8条(役員の任期)

役員の任期は2年間とする。ただし、再選は妨げない。

第9条(総会)

総会は会員をもって構成する本会の決議機関で、次の事項を決定する。

- (1) 規約の制定並びに改正に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 予算・決算に関する事項
- (4) 役員の選出に関する事項

(5) その他必要と認められる事項

第10条(総会の招集)

総会は会長が毎年1回定期的に招集する。ただし、理事会が必要と認めるときは臨時に招集することができる。

- (1) 総会の議長は会長が当たる。
- (2) 総会は会員の過半数の出席(委任状出席者を含む)によって成立する。
- (3) 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところとする。

第11条(理事会)

理事会は役員をもって構成し、必要に応じて会長が召集し、総会の決定事項の執行及び運営について審議し、会務を処理する。

第12条(会費)

本会の会員は会費を納入しなければならない。会費の額は総会の決議事項とする。

第13条(会計年度)

本会の会計年度は毎年2月1日に始まり翌年1月31日までとする。

(付則)本規約は平成21年2月15日より施行する。